

議第110号

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第2条の2および第2条の7中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。